

「派遣切り」  
や失業などで

# くらしに困ったら生活と健康を 守る会に相談してください

生活資金の貸し付け、住宅手当の給付、就労支援や生活保護が利用できます

全国生活と健康を守る会連合会（全生連）は、一九五四年（昭和二十九年）に「働かせろ、食わせろ、病気を治せ」のスローガンを掲げて創立して以来55年間、一貫して人間らしく暮らせる権利（生存権）の実現をめざして、制度の適用・改善・新設の運動にとりくんできました。これらの運動で住民税非課税基準の引き上げや就学援助の改善、各種の公的貸付金制度などを実現してきました。くらしに困ったら、各地の市区町村にある最寄りの生活と健康を守る会に相談してください。

## ☆こんな制度が利用できます☆

### ● 失業保険の給付

雇用保険に加入している離職者に対して、加入期間や年齢に応じて九〇日から三〇〇日以上、日額一六四〇〜七六八五円が支給されます。

### ● 住宅と就職活動費の貸し付け

解雇や「雇い止め」で住居を失った人に、住宅入居の初期費用（上限五〇万円）、六か月分の家賃（上限三六万円）、生活・就職活動費（上限一〇〇万円）を利率一・五%（信用保証料ふくむ）で融資。

### ● 訓練・生活支援給付

雇用保険の給付を利用できない人がハローワークのあっせんで対象となる職業訓練を受ける場合、訓練期間中の生活費を支給。扶養家族がいる人は月一二万円、それ以外の人は月一〇万円。

### ● 住宅手当の給付

住居を失った人または失うおそれがある人に最長六か月間、住宅手当を支給。上限は地域によって異なり、東京23区で単身者では月五万三七〇〇円。

### ● 生活福祉資金の貸し付け

- 緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合、一〇万円以内
- 生活支援費 生活再建までに必要な費用を二〇万円（単身一五万円）以内で一年以内
- 住宅入居費 敷金・礼金など住宅を借りる費用を四〇万円以内
- 一時生活再建費 生活再建のために一時的に必要な費用、技能習得に要する費用、滞納している公共料金などの立て替え、債務整理をするための経費など六〇万円以内
- 教育支援資金 高校・大学・高専への入学時に五〇万円以内、月三万五〇〇円以内（高校）、月六万五〇〇円以内（大学）など

### ● 生活保護の支給

いま、収入がなく生活に困っている人には生活保護を利用できます。



連絡先